

# 白井市小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

## 1 補助金の名称

小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金

## 2 補助金交付の目的

青少年の安全確保及び健全育成を図るため。

## 3 用語の定義

「白井市小中学校PTA連絡協議会」とは、各小・中学校PTA役員並びに各学校長及び教頭で構成される団体組織をいう。

## 4 補助対象

白井市小中学校PTA連絡協議会

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 6 補助額（率）

別紙に定める補助率

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

不明

## 9 補助金の終期

令和10年3月31日

## 10 改正履歴

## 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①校舎外指導事業 ②地域環境浄化事業 ③青少年教育、家庭教育に係る研修・啓発事業	左記補助対象事業の実施に要する経費。 ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。	補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 補助金の額は10万円を限度とする。

補助対象外経費			
1	食糧費	茶菓代	1人当たり180円を超える額
		昼食代等	1人当たり600円を超える額
2	反省会等に係る懇親会費		
3	団体構成員に対する報酬、謝礼等人件費		
4	交際費		
5	慶弔費		
6	視察研修に係る宿泊費		
7	視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額 宿泊を伴う場合 1人2,600円		
8	協賛者接待費		